

1 設置目的

- 石巻市行財政改革推進委員会は、市長の諮問に応じ、**財政改革その他経営的視点**に立った**行政運営の推進に関する重要事項**を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関^aです。
- 今回の諮問は、令和8年3月に策定した「石巻市行財政改革推進プラン2030」における重点項目の1つである「**公共施設等総合管理計画と個別施設計画との連携強化**」を推進するための基本方針等に関し、**専門的かつ広範的な意見**を求めるもので、その方向性、目標等について、調査審議を行います。

2 委員の構成等について

(1) 委員の構成

学識経験者（1号委員^b）及び市民（2号委員^c） 計8名

(2) 委員の身分

非常勤特別職（地方公務員法第3条第3項第2号）

(3) 報酬及び費用弁償

石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給します。

報酬	費用弁償
勤務1日につき9,500円	交通費として実費相当額

(4) 任期

委員委嘱の日から令和10年3月31日まで

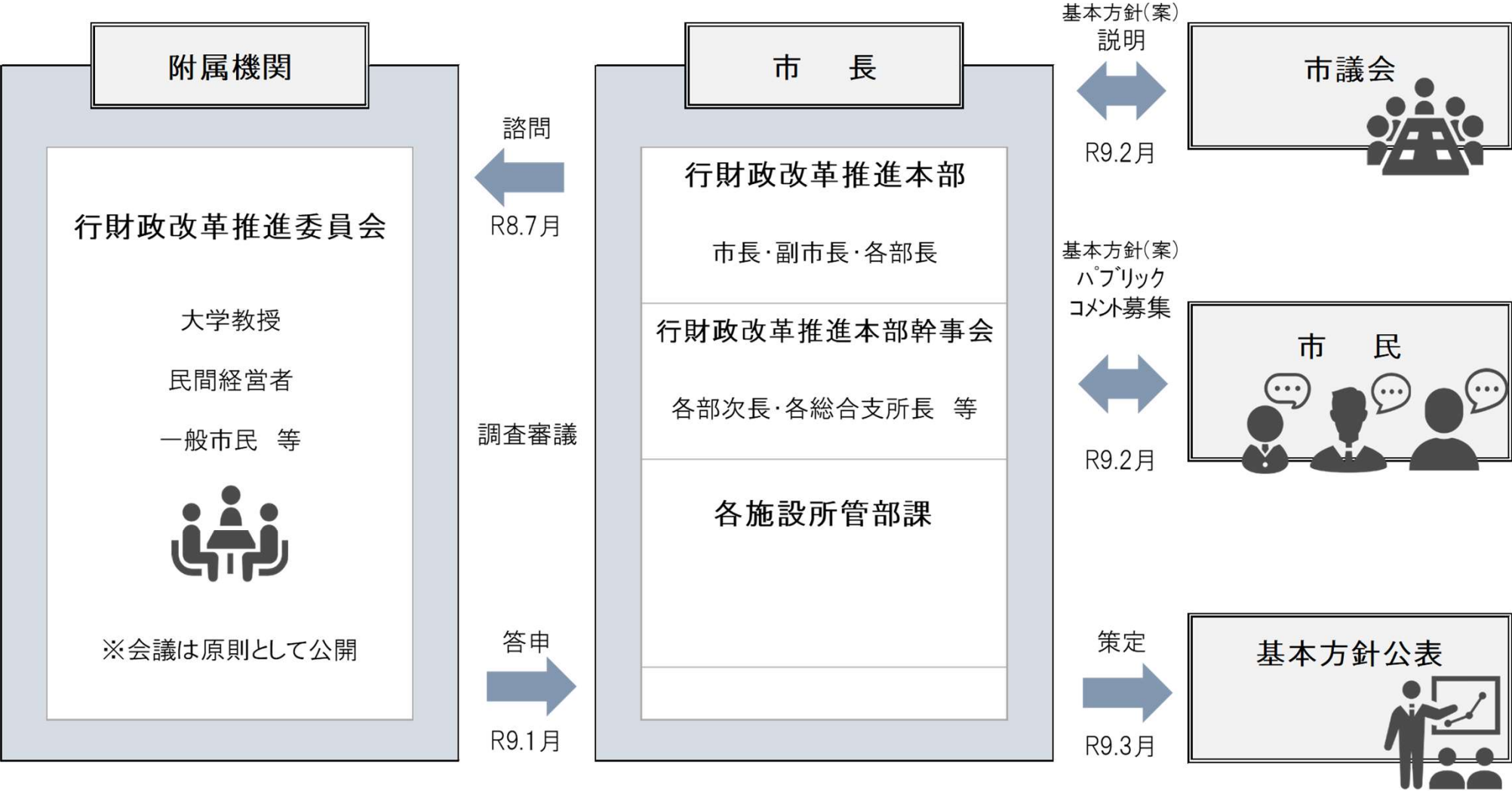
a 法律又は条例の定めるところにより、市政の重要事項について、学識経験者や市民など関係者の意見を広く聴取し、様々な視点から議論し、調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の機関のことをいいます。

b 市政に関し優れた識見を有する者

c 行財政改革及び行政評価に強い関心を有する市民

石巻市行財政改革推進委員会の概要

3 検討体制及びスケジュール



【参考】石巻市行財政改革推進委員会条例

石巻市行財政改革推進委員会条例（令和２年石巻市条例第２号）

（設置）

第１条 市長の諮問に応じ、財政改革その他経営的視点に立った行政運営の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１３８条の４第３項の規定に基づき、石巻市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）

第２条 委員会は、委員８人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１） 市政に関し優れた識見を有する者

（２） 行財政改革及び行政評価に強い関心を有する市民

（３） 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

２ 委員の任期は、２年を超えない範囲内で市長が定める期間とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第３条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

２ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２ 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第５条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員長は委員会に諮り、非公開とすることができる。

（委任）

第７条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（会議の招集）

２ 委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会の会議は、第４条第１項の規定にかかわらず市長が招集する。

（石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３ 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年石巻市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）